

飯田学園構想の推進について

1 学校の名称

- ・小中一貫教育を推進する観点から、学校行事の名称、保護者に発出する文書、児童会生徒会関係の印刷物等について、「〇〇学園 飯田市立〇〇小(中)学校」の呼称を積極的に使用する。
- ・校門等の学校名の表示は、変更しない。

2 正副学園長

- ・任期は1年。
- ・学園内の学校長の中から教育長が指名し、教育委員会が任命。
- ・教育長からの指名にあたっては、学園小中一貫教育推進会議から推薦を受ける。ただし、令和7年度の正副学園長については学園内の学校長の話し合いにより推薦をしてもらう。

3 学園における推進組織

(1) 学校運営協議会

- ・学園学校運営協議会を設置する。
- ・学園学校運営協議会は学園長の招集により年3回程度実施する。
- ・学園運営の基本的方針となる、「めざす子どもの姿」、「グランドデザイン」や「年度重点計画」についてを協議する。また、学園の教育活動及びその他の学校運営の状況についての共有、学園及び各学校が行った自己評価の検証を行う。
- ・各小中学校の学校運営協議会については、当面、地域と協働した学校運営を行う上で必要と判断する場合は設置できる。

(2) 学園小中一貫教育推進会議

- ・学園長の招集により年3回程度実施する。
- ・学園における小中一貫教育の推進に関する実務の連絡調整を担う。

(3) 特設教科カリキュラム編成委員会

- ・特設教科「みらい創造科」の小中一貫カリキュラムづくりや授業実践に向けた検討と支援を行う。
- ・令和7年度は、委員会を立ち上げて、年間3～4回程度の会議を行い、学園の学習カリキュラム指針の作成と各学校における学習計画の作成を行う。

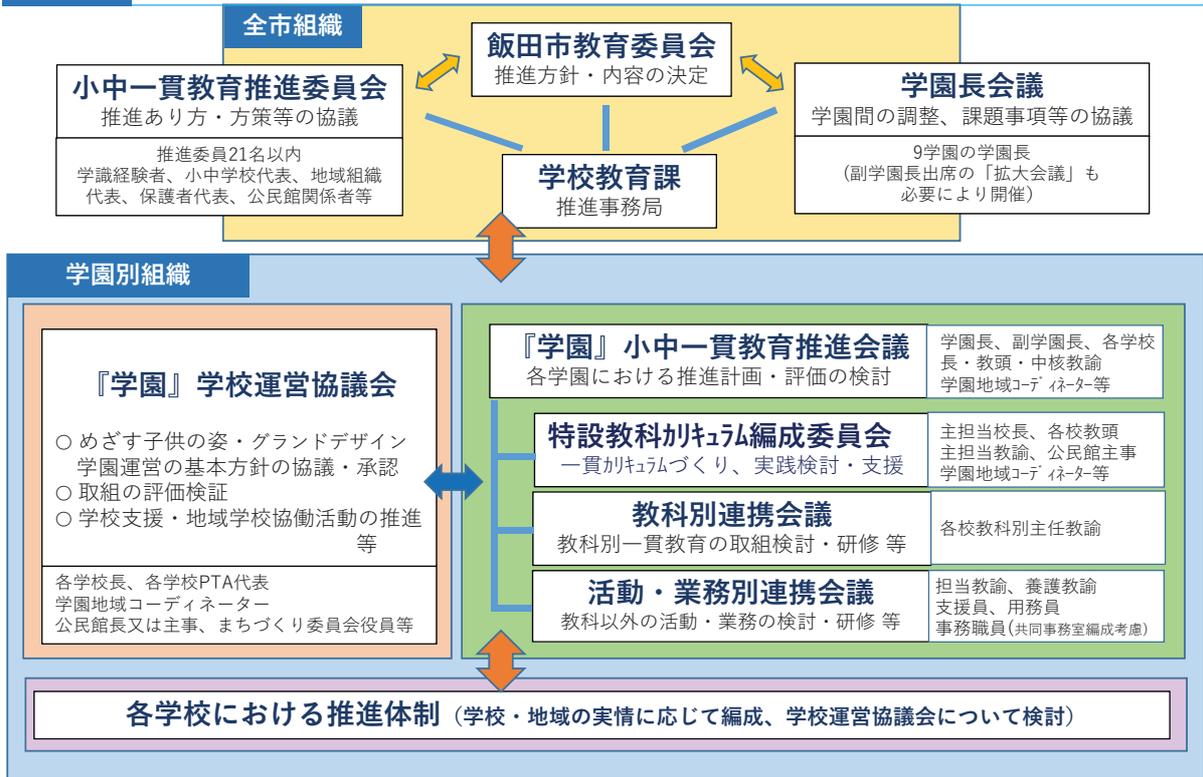
(4) その他

- ・教科別連携会議や教科以外の活動・業務別会議を各学園が必要に応じて設置する。

「飯田学園構想」小中一貫教育の推進体制図

基本的な考え方

- ① できるだけ現在の組織を生かす
- ② 学園別組織の構成員・協議内容は、学園及び学園地域の状況や教育目標により工夫可能とする



「飯田学園構想」全市及び学園別の推進組織

	会議名称	協議内容	構成員
全市的組織	小中連携・一貫教育推進委員会 ⇒小中一貫教育推進委員会	・飯田市における小中一貫教育の効果的な推進について協議（実施体制、実施方策、点検・評価等）	学識経験者、小中学校代表 保護者代表 地域組織代表 公民館関係者等 21名以内
	小中連携・一貫教育推進委員会 教育推進部会 ⇒学園長会議	・学園間の取組みの連絡調整、効果的な推進に必要な事項・課題事項等についての協議	9学園の学園長 (副学園長出席の「拡大会議」も必要により開催)
学園別組織	小中合同研修会 ⇒学園小中一貫教育推進会議	・各学園における全体構想（めざす子供の姿・グランドデザイン）、推進計画、評価等の検討、広報等	各学校長・教頭・中核教諭 学園地域コーディネーター等
	(新設) 特設教科カリキュラム編成委員会	・学校と地域が協働した特設教科の小中一貫カリキュラムづくり、授業実践に向けた検討と実践支援	主担当校長、各校教頭 主担当教諭、学園地域コーディネーター 公民館職員等
	教科別連携会議	・教科別の小中一貫教育の情報意見交換・課題検討、学園合同研修、乗り入れ授業、交流活動等	各校教科別主任教諭等
	教科以外の活動・業務別会議	・教科以外の活動・業務別の情報意見交換、課題検討、研修等（必要により開催）	担当教諭、養護教諭 学習・不登校支援員 事務職員、用務員等
	(一部新設) 学園学校運営協議会	・めざす子供の姿・グランドデザイン・学園運営の基本方針の協議・承認、課題協議、取組の評価検証 学校支援・地域学校協働活動の推進等	各学校長・PTA代表・学園地域コーディネーター 関係地区公民館長・主事 まちづくり委員会役員等
	※学校運営協議会	・学校別運営協議会を引き続き設けるか、学園運営協議会に一本化して各学校には学校支援ボランティアとの連携協議会を置くような形にするか検討	